

官位昇進時における家臣団統制

— 毛利慶親を事例に —

根本
みなみ

官位昇進時における家臣団統制―毛利慶親を事例に―

根本 みなみ

はじめに

本稿は近世後期における大名の官位昇進が大名・家臣の帰属集団である「御家」内部でどのような意義を持つ出来事として位置づけられていたのか、その変容を通時的に分析することを目的とする。

従来、官位昇進をめぐっては、発給文書や任官に至る事務手続き、幕府内での審議に対する史料学的な分析など様々な観点から分析が進められてきた^①。特に近年では「内願」、すなわち官位を始めとする家格に関する便宜を求める非公式な人的ルートの解明^②など、新たな観点も導入されている。

また、そもそもなぜ近世大名家が官位の昇進を求めたのかという点についても、様々な角度から分析が行なわれている。そのなかでは、殿席などと同様に、官位が大名家の家格を視覚化する手段であることから、他大名家との対抗意識や將軍權威への志向性が指摘されている^③。しかし、その一方で、現実の社会のなかで官位がどういった機能を有していたのかという点については、未だ多くの課題が残されている。例えば、藤田覚氏は、盛岡南部家の官位昇進運動と領内支配の関係について、天明の飢饉以来疲弊した領民らの不満に直面するなかで、南部家が「官位昇進により藩主の権威を高め、それを利用して領内支配の強化を図った」^④ものであると評価した。実際、南部家は幕府に提出した願書のなかで、官位昇進により領民の「敬謹」を得ることができると述べており、南部家側にこうした意図が少なからずあったことは間違いないであろう。しかし、慎重にならなくてはならないのは、こうした意図が実際にはどのように統治に活かされていたのかという点については未だ実証の段階に

は至っていないという点である。先述の藤田氏も南部家の事例を踏まえた上で、「官位と領民・領国支配の関係は、直接的に論証できたとはいえない^⑤」と断っており、あくまでの大名家が作成した内願書の文面から読み取れる論理に限定して分析を行なっている。すなわち、近世武家社会における官位については、官位を求め大名家側には官位を必要とする理由があったという点は判明している一方、獲得した官位をどのように利用していったのかという点については未だ実証的に分析されているわけではないのである。

では、官位の有する機能を実証的に明らかにする上では、どういった手法が有効なのか。この点について注目したいのが、堀新氏の一連の研究である^⑥。堀氏は大名の官位昇進に伴って行なわれる一連の祝賀儀礼に着目することで、官位昇進という慶事が集団内部でどのように共有されていったのかを明らかにした^⑦。特に、同氏は家臣団にとつての官位昇進とは、その時点のみではなく、一連の官位昇進運動からその後の祝賀儀礼が大名―家臣団との一体感を演出・醸成することに役立つとした。

このように、官位昇進が通達される時点に限定せず、それを家臣団内部に周知し、その意義の共有していく回路の存在への着目は、官位と支配の関係を実証的に証明する一つの有効な手段であると言える。そこで、こうした視点をもとに、改めて官位昇進の意義を検討していくのが、萩毛利家である。

一九世紀初頭の萩毛利家に関しては、後の天保改革にも繋がる財政難について多くの先行研究において言及がなされている^⑧。しかし、伊藤昭弘氏が指摘するように、藩財政を運営する上での最大の目的とは「幕藩体制下におけるノルマ（軍役の遂行、安定した領民支配）を果たしつつ、「御家」のために財を蓄積すること^⑨」である。このように考えると、財政上での諸問題とは、「御家」そのもののあり方をめぐる問題であるとも言うことができる。特に萩毛利家の場合、一九世紀初頭における財政問題は、災害や凶作のみに起因するものではない。本稿においても述べていくが、当該期において財政難の原因として認識されていたのは、江戸方、すなわち江戸で居住する大名やその家族の生活そのものであり、そのなかには「慶事」であるはずの官位昇進も含まれていた^⑩。

また、田中誠二氏は萩毛利家における天保改革について、従来のように天保二年（一八三一）の領内一揆からではなく、それ以前の文化・文政期からの蓄積された課題との関係性のなかで捉える必要に言及した^⑪。換言すれば、天保改革とは、斉熙・斉元・斉広治世の課題を、新たな当主である慶親^⑫のもとでどのように解決していくのか模索する過程であったとも言えよう。つまり、慶親治世における官位昇進をめぐる変化は、こうしたそれ以前の状況や課題を踏まえつつ、通時的な視点からその意義を検討することが必要になる。

そこで、まずは分析の前提として、萩毛利家における官位昇進運動とともに、家臣団内部で官位昇進がどのように受け止められていったのか、明らかにしていく。

一、萩毛利家における官位昇進の歴史的展開

(一) 少将昇進の意義と内願

まず、一八世紀以降の萩毛利家の官位昇進に関わる一連の動向の中で特筆すべきものとして「内願」と呼ばれる人的関係を通じた働きかけの存在がある。萩毛利家の場合、初代秀就の官位が少将であったため、この少将への昇進が歴代当主の共通の目標となっていた。そのために、老中らへの働きかけを盛んに行ったものの、六代当主宗広に至るまで従四位下侍従に留まっていた。こうした状況に変化が生じたのが、七代当主重就の治世である。

萩毛利家の分家である長府毛利家から本家の家督を相続した重就については、家督相続直後の家臣らとの対立やその後同人の主導で実行した宝暦改革などが知られている¹³⁾。一方、安永二年(一七七三)、重就は少将へ昇進した。これは初代当主毛利秀就以来の昇進であり、この昇進について、重就は自身の顕彰を目的として編纂させた「御国政御再興記」のなかで自身の功績として言及しており、分家出身の重就にとって自身の正当性を証明するという意味において、少将への昇進が極めて重要な出来事であったことが分かる¹⁴⁾。

しかし、こうした重就の少将昇進とは、「天運¹⁵⁾」という重就の自己評価とは異なり、むしろ人為的な働きかけによって実現したものであった。そのなかで大きな役割を果たしたのが、御三卿の田安家である。重就は世子の治元(後、八代当主治親)の正室に田安宗武の娘(節姫、後の邦媛院)を迎えた。そして、この婚姻によって成立した縁戚関係を利用し、官位の昇進を求める内願を行っていたのである。実際、幕府から重就へ少将昇進を申し渡す際には、この昇進が田安家からの働きかけを受けたものであることが明らかにされている¹⁶⁾。

また、田安家による働きかけは、世子治元の侍従昇進時にも行われた。治元が侍従となったのは天明元年(一七八一)であり、舅の田安宗武は明和八年(一七七二)に死去している。しかし、治元の侍従昇進に関わる一件記録である「若殿様侍従御昇進記録」によれば、同人の昇進に際しては宗武の正室であり、治元正室の実母である法蓮院(宝蓮院・近衛通子)や江戸城大奥へ官位昇進の斡旋を依頼していたことが確認でき

こうした田安家との関係は、代替わりにより血縁関係自体が消滅した後も継続された。八代当主治親（治元）、九代当主斉房はそれぞれ少将昇進の内願を行なうよりも前に死去したものの、その後を継いだ一〇代当主斉熙（八代当主治親の子、九代当主斉房の同母弟）は治親の側室の所生であったが、邦媛院の「養ひ¹⁸⁾」となることによって、田安家との「御統柄¹⁹⁾」を維持した。堀新氏の指摘によれば、文政二年（一八一九）の斉熙少将昇進の際にも、田安家は昇進実現に向けて働きかけを行っていた²⁰⁾。つまり、有力な内願先、より具体的に言えば田安家との縁戚関係を獲得したことで、萩毛利家の官位昇進をめぐる一連の動向は大きく変化したとも言えることができる。

さらに萩毛利家の内願と官位昇進の関係性がより顕著になる契機となったのが、將軍家斉の娘和姫と一一代当主斉元の世子斉広（一〇代当主斉熙の実子）の婚姻である。この婚姻によって、萩毛利家は大奥へ直接内願を行う人的なルートを獲得し、和姫自身や大奥からも官位昇進に関する協力を得ることが可能となった。將軍家斉の治世及びその大御所時代には、家斉の子女の嫁ぎ先や養子入り先となった大名家が官位や格式の上昇という形で種々の利益を得ていたことは先行研究においても度々言及されている²¹⁾。萩毛利家の一連の内願活動も、こうした武家社会全体の動向を受けたものであったと言える。もともと和姫自身は婚姻から一年もしない天保元年（一八三〇）に死去した。しかし、同人の存在を介した大奥との交流は和姫の死後も継続し、内願書の提出も行われていたことが斉熙・斉元・斉広・慶親の治世に作成された内願書を収録した「御内願一事」の収録史料から確認できる²²⁾。そして、こうした内願活動の結果として、萩毛利家では隠居斉熙・一一代当主斉元・世子斉広の三人が少将に並び立つこととなった。

（二）二つの空間から見る官位昇進——江戸・国元間での認識の相違——

しかし、ここで改めて着目したいのは、こうした一連の出来事を家臣団がどのように受け止めていたのかということである。諸階層の官位に対する認識については、堀新氏が幕府・大名・家臣団・領民・朝廷の四つの区分から分析を行なったが、そのなかで手法として注目したのが、官位昇進に伴う祝賀儀礼である²³⁾。特に堀氏は大名の官位昇進とは「家中をも含めた慶事²⁴⁾」であり、それに伴う種々の儀礼は「藩主と家中の一体感を演出するパフォーマンス²⁵⁾」として機能したと述べている。

では、萩毛利家の場合、どのような祝賀儀礼が家臣団を対象に行われていたのか。萩毛利家の場合、重就・治親・斉熙・斉元の官位昇進

の史料²⁶⁾を分析すると、官位昇進時には①老中奉書の到来②登城・官位昇進の沙汰③將軍や世子への献上④老中・幕府関係役人への祝儀⑤親類大名との贈答⑥江戸詰めの家臣らへの御目見⑦江戸詰の家臣らとの相伴や吸物・酒の下賜⑧江戸詰の家臣らとの贈答儀礼⑨家臣らによる祝儀の記帳と礼代の上納⑩国元の家臣らによる祝儀の書状及び使者の派遣⑪將軍家菩提寺への参詣・香奠奉納⑫毛利家の江戸菩提寺への香奠奉納⑬京都での口宣受け取りと朝廷・公家への献上⑭末家との贈答儀礼が、安永二年(一七七三)の重就の少将昇進以来共通して行なわれていることが確認できる。

これらの内、特に家臣団を対象としているのは⑥⑦⑧⑨⑩である。しかし、これらの内でも例えば⑥⑦⑧の場合、祝賀儀礼に参加できるのは当然ながら江戸詰めの家臣に限られる。さらに、⑦の場合、相伴に参加できるのは当役ら重臣である。つまり、国元の家臣が参加できる祝賀儀礼とは⑨⑩に限定されていたのである。さらに付言すれば、⑩の披露状の提出の場合も、一門から諸士中まで提出が命じられているものの、大名の名で返奉書が与えられるのは一門や準一門の当主や妻、寄組の当主など「兼而御案内之面々²⁷⁾」であった。

このように萩毛利家でも祝賀儀礼は確かに行われていたが、祝賀儀礼の内容までを見てみると、こうした限定的な祝賀儀礼が官位の昇進の意義を家臣団全体、特に国元に居住する家臣らに意識づける契機としてどの程度機能していたかという点については慎重になる必要があることが分かる。実際、天保八年(一八三七)に財政を担当する所帯方役の長屋藤兵衛らが当職益田元宣の諮問に答える問答形式で作成された「就御問答御答之覚」では【史料一】のように言及されている。

【史料一】 ※江・而・者をのぞき、原則平仮名に直した。また、傍線と()内は筆者加筆である。

(前略)

文政二年(一八一九)桜田御屋敷内御火災二而、早速仕戻、其後御官位御昇進事、齊元公御嫡子成御張出引統、御昇進将亦御滞府・御隠居・御家督等被打統候御造作入、其砌より前断御步行御手元銀被差出候事も被差止旁、僅之年数二愈御借銀相増、同七年二至候而者、何共不被相済次第二立行、乍恐御初入国之御式も御延引二相成候位之御事二候処、其内齊広公御縁組之儀被仰出、尋常之御様子とハ違候御事故、姫君様(徳川家斉娘和姫)御入輿御引請御住居御作事彼是之御入目、元来前断御差詰之上二候へ者、御難題至極之御事²⁸⁾

(後略)

当職とは国元において財政を統括する最高責任者であり、所帯役はその下で実務を担当する役職である。その両名の諮問なかで、官位の昇進とは「御借銀」を増加させる要因として言及されているのである。つまり、官位の昇進自体が無条件に「御家」にとつての「慶事」として位置づけられたわけではなく、むしろ国元で財政に携わる家臣の間では、財政難との関わりのなかでその一因として言及がなされていたと言える。天保六年（一八三五）の斉元の位階昇進、斉広の少将昇進に際し、萩毛利家は家臣団に対して、禄高一〇〇石につき銀一〇〇目を基準に恵銀を下賜していた²⁹。しかし、そうした対応をしたとしても、実際には官位昇進を慶事として無条件に受容していたわけではなかったと言える。

二、慶親の家督相続と官位昇進をめぐる展開

(一) 慶親の官位昇進

では、官位をめぐるこうした状況は慶親という新たな当主のもとでどのように変化していったのだろうか。ここでは毛利慶親の官位昇進をめぐる動向から分析を試みる。

文政二年（一八一九）に一代当主斉元の長男として江戸で生まれた慶親は文政四年（一二二一）に父の婚姻に前後して国元へ移住し、同地で斉元の弟やその子どもとともに養育された。しかし、天保七年（一八三六）二代当主斉広の急死に伴い、萩に居住していた一八才（数え年）の慶親（当時の名は教明）が江戸へ呼ばれ、翌八年に一九才で一三代当主として家督を相続した。

家督相続後の慶親の官位の推移を歴代当主のものと比較して示したのが【表1】である。將軍家斉の治世及び大御所時代における極端な官位昇進政策と大名側の官位昇進運動の活発化による武家官位体系の混乱や朝廷による官位推任の動向もあり、慶親の経歴を歴代当主と安易に比較することはできないが、家督相続後一〇年での少将昇進自体は先例がないわけではない。

しかし、その後の慶親の官位の推移を見てみると、安政四年（一八五七）に従四位上、同六年（一八五九）に中将へと昇進しており、短期間に集中的に官位の昇進が実現していたことが分かる。

このように極位極官を超越する現象が見られるのは、萩毛利家だけではない。浅井良亮氏は官位の昇進に関わる規定の形骸化という点を指摘した上で、こうした形骸化の結果として、官位昇進の是非を決定するという行為が時々の政治判断に委ねられるようになり、極めて高い政治性

表1 歴代当主の官位

毛利輝元	1才	天文22年(1553)生まれ	毛利治親	1才	宝暦4年(1754)生まれ
	43才	文禄4年(1595)従三位 中納言		15才	明和5年(1768)従五位下 豊岐守 従四位下
	73才	寛永2年(1625)死去		28才	天明元年(1781)侍従
毛利秀就	1才	文禄4年(1595)生まれ	毛利奇房	29才	天明2年(1782)家督相続
	5才	慶長4年(1599)従四位下 侍従		38才	寛政3年(1791)死去
	32才	寛永3年(1626)少将		1才	天明2年(1782)生まれ
毛利綱広	57才	慶安4年(1651)死去	毛利奇照	19才	寛政3年(1791)家督相続
	1才	寛永16年(1639)生まれ		14才	寛政7年(1795)従四位下 侍従
	13才	慶安4年(1651)家督相続		28才	文化6年(1809)死去
毛利吉就	14才	承応元年(1652)従五位下	毛利奇元	1才	天明3年(1783)生まれ
	15才	文才2年(1653)従四位下 侍従		27才	文化6年(1809)家督相続
	51才	元禄2年(1689)死去		27才	文化6年(1809)従四位下 侍従
毛利吉広	1才	寛文8年(1668)生まれ	毛利吉元	37才	文政2年(1819)少将
	14才	天和元年(1681)従五位下		54才	天保7年(1836)死去
	15才	天和2年(1682)家督相続		1才	寛政6年(1794)生まれ
毛利吉元	15才	天和2年(1682)従四位下 侍従	毛利吉広	26才	文政2年(1819)従四位下
	27才	元禄7年(1694)死去		28才	文政4年(1821)侍従
	1才	延宝元年(1673)生まれ		31才	文政7年(1824)家督相続
毛利宗広	21才	元禄6年(1693)従五位下	毛利慶親 (敬親)	36才	文政12年(1829)少将
	22才	元禄7年(1694)家督相続		42才	天保6年(1835)従四位上
	22才	元禄7年(1694)従四位下侍従		43才	天保7年(1836)死去
毛利重就	35才	宝永4年(1707)死去	毛利慶親 (敬親)	1才	文化11年(1814)生まれ
	1才	延宝5年(1677)生まれ		17才	文政13年(1830)従四位下 侍従
	15才	元禄4年(1691)従五位下 右京大夫		22才	天保6年(1835)少将
毛利宗広	30才	宝永3年(1706)従四位下	毛利慶親 (敬親)	23才	天保7年(1836)家督相続
	31才	宝永4年(1707)家督相続		23才	天保7年(1836)死去
	31才	宝永4年(1707)侍従		1才	文政2年(1819)生まれ
毛利重就	55才	享保16年(1731)死去	毛利慶親 (敬親)	19才	天保8年(1837)家督相続
	1才	享保2年(1717)生まれ		19才	天保8年(1837)従四位下 侍従
	14才	享保15年(1730)従五位下 従四位下		29才	弘化4年(1847)少将
毛利重就	15才	享保16年(1731)家督相続	毛利慶親 (敬親)	39才	安政4年(1857)従四位上
	15才	享保16年(1731)侍従		41才	安政6年(1859)中将
	35才	寛延4年(1751)死去		45才	文久3年(1863)参議
毛利重就	1才	享保10年(1725)生まれ	毛利慶親 (敬親)	46才	元治元年(1864)官位剥奪
	16才	元文4年(1739)従五位下 甲斐守		49才	慶応3年(1867)従四位上参議復帰
	27才	宝暦元年(1751)家督相続		50才	明治元年(1868)従三位
毛利重就	27才	宝暦元年(1751)家督相続	毛利慶親 (敬親)	51才	明治2年(1869)従二位 権大納言
	27才	宝暦元年(1751)従四位下 侍従		53才	明治4年(1871)死去 贈一位
	49才	安永2年(1773)少将			
64才	寛政元年(1789)死去				

※時山弥八編『稿本もりのしげり』(日本史籍協会 1916年)より筆者作成
 ※年齢は数え年で表記している

を帯びることになったとした³⁰⁾。同氏は極位極官を超える現象のピークは安政年間に始まっており、当該期の官位昇進が幕府による政治的期待に基づくものであることから、特定の人物に対する官位の昇進が短期間に複数回実行されるため、極位極官への到達にかかる時間が短縮されたとした³¹⁾。こうした点を踏まえれば、慶親の昇進も武家社会全体の状況を反映したものと見て位置づけられる。

一方、本稿の課題である家臣団、特に国元に居住する家臣らとの関わりを見ていくと、慶親の官位昇進時には従来の官位昇進と比べ、注目すべき変化が生じている。そこで、ここではまず弘化四年(一八四七)の慶親少将昇進をめぐる動向を分析していく。

(二) 少将昇進時における追加儀礼

萩毛利家において、官位昇進時における祝賀儀礼がある程度固定化していたことは先述したが、これらの共通した儀礼の他にも、それぞれの昇進時により追加される儀礼もあった。儀礼の追加自体は慶親治世以前にも確認することができる。例えば、天明元年(一七八一)の治元(治親)の侍従昇進時には当役・当職・加判役といった江戸・国元双方の重臣に対し、重就から拝領物が与えられている³²⁾。また、和姫との縁組後の文政一二

年（一八二九）の斉元の少将昇進時には、和姫との贈答儀礼の他、和姫の仲介により將軍正室（御台所）、世子正室（御簾中）への献上とそれに対する答礼も追加されている³²。また、天保六年（一八三五）の斉元の従四位上昇進、斉広の少将昇進に際しては、国元における徳川家祭祀の中心である氷上山真光院へ代参の家臣を派遣している³³。つまり、文政一二年（一八二九）天保六年（一八三五）の間で追加された儀礼とは主に幕府との関係性や江戸における人的関係性に主眼を置いたものであったと評価することができる。

これに対して、弘化四年（一八四七）の慶親の少将昇進時には和姫の墓所への香奠奉納と国元における御能の執行が追加された。ここでは、特に家臣団との関わりの深い国元での御能の執行の歴史的意義について検討していく。

御能の執行自体は文政二年（一八一九）斉熙の少将昇進時には、江戸藩邸において執行されたことが史料から確認できる³⁴。また、この御能は文政四年（一八二一）の斉元の侍従昇進時はその執行が確認できないものの、文政一二年（一八二九）斉元少将昇進時には同年にあった和姫との婚姻と合わせて執行する計画であること³⁵、また天保六年（一八三五）の斉元の位階昇進・斉広の少将昇進時にも行なわれていたことが確認できる³⁶。

しかし、ここで述べられている御能とは、江戸の毛利家屋敷で執行されたものであり、招待客も斉熙の少将昇進時には「上々様³⁷」「御末家様³⁸」「記録所へ御出之衆中³⁹」「記録所へ兼而御立入仕候御坊主⁴⁰」「御頼入之先手衆⁴¹」であった。一応、江戸詰の家臣らに対しても「御家来中江も拝見被仰付候事⁴²」とされ、拝見自体は許可されているが、主たる対象者は大名家族や親族、出入りの旗本や御家人らであった。

これに対して、慶親の少将昇進時には、江戸において従来通りの御能を執行した上で、慶親が帰国した嘉永元年（一八四八）八月二三日・二四日に萩城内において家臣らを対象として御能が執行された。以下の【史料二】は御能の執行を国元の家臣団に伝達した覚である。

【史料二】

覚

御一門老中を始め

御家来中

本家・嫡子

隠居・嫡孫共

右今般就被遊　御昇進候各別之　思召を以被成御祝御能被仰付候付、御用条前書之面々御一門より寄組迄ハ現名書付、其以下者人数付立を以可被差出候事、

但小頭隠居之儀ハ名前を除可被差出候事、

一、同断二付老中以下寄組中迄ハ名前・筆並・旅役・幼少共書立を以可被差出候事、

右之通当月中を限御直書御用掛り江差出候様御沙汰之事、

(嘉永元年) 七月⁴³⁾

まず冒頭で述べられているように、この御能が家臣団全体、隠居や嫡子、嫡孫も対象とするものであり、慶親の「各別之思召」によるものであった。つまり、慶親の意向により追加された儀礼であると言える。また、後日出された触れには、この御能執行の知らせは三田尻に居住する船手組にも伝えられたこと、さらに、この御能に際しては、あくまでも「諸事御省略⁴⁴⁾」での取り扱いとされたため、家臣らによる献上儀礼は省略されたことが記されている。

次に御能執行当日の様子を見ていく。御能は八月二三日・二四日の二日間執行された。まず二三日は毛利家の分家家臣である一門や寄組などの上級家臣やその嫡子・隠居、そして明倫館の学頭とその嫡子たちが終日の見物を許可された。その他の家臣らは「四ツ割⁴⁵⁾」、すなわち四つの集団にした上で、「昼替⁴⁶⁾」、つまり午前・午後に分けて、二三日・二四日の二日間に亘り交代で見物をさせた。また二四日は城下の寺院も招かれ、終日の見物が許可されている。

このように家臣団全体が動員されるため、当然混乱も予想された。そのため、家臣らに対しては当役らの連名で、事前に以下の【史料三】の通り覚が出された。

【史料三】

覚

一、旧冬就被遊　御昇進候今般御先例者無之候得共、厚き　思召を以諸事御手輕被仰付於　御城御祝之御能被仰付、御家来中嫡子・隠居・嫡孫まで見物可被仰付儀被仰出、誠以難有御事候、多人数之儀候条座配不謂高下互ニ申談不束成事候とも御祝之事ニ付万端猥無之様可

被相嗜候事、

一、寅上刻より御十門明候付見物之諸士中南之御門より御本丸御門江行規能可入候事、

付右両御門入候節諸士上下込可申候間、組之証人被申談、諸組共四本松江一組宛一所二揃居、御門明候ハ、猥無様一組切順々御門江入可被申、御陸目付差出置候間、下々に至迄作法能様手堅可被申付候事、

付中入より見物人被差替候条退出之面々ハ東之御門より可被罷出候事、

一、御手廻衆其外御用人・御番衆・楽屋江入候役人・役者之儀東之御門より御台所御門通往來可被仕候事、

一、御能見物所之御座敷組切仕分被仰付候条、自他不入交様被致着座、尤立見不仕行規能可有見物候事、

一、大組之番頭衆・無組内之衆壹両人証人相添、万事作法能様差引可被仕候事、

一、御能終わり候而も御座敷奉行衆より申渡無之内猥退散有之間敷候事、

一、芝居江入候町人・庄屋・畔頭等之儀四本松天樹院之前揃居、諸士中恙御本丸御門を入候様上行規能南之御門より可入候事、

付町奉行・当嶋代官手子之者如先規御門江差出置、右之者とも作法能様下知可被申付候事、

一、御縁引御番所惣而諸役所江人を呼入間敷候事、襄

一、下々高音惣而不作法之儀不仕下知、番之もの申処無違背様前廉より主人々々江手堅可被申付候事、

一、御奥御表御番衆無闕可被相勤候事、

一、諸役人面々請口堅固可被相勤候事、

一、大番所火用心其外諸事為押当番衆之内三四人可被相詰候事、

一、湯川三郎左衛門・藤田与二郎衛門者御座敷廻り惣而 御城内節々御打廻り火用心等有見合候事、

一、御目附衆無油断御座敷廻り見合其外御門廻り之儀者下横目可被差廻り候事、

一、町中之儀者物頭衆馬上三而打廻り可被仕候事、

付町々自身番仕候様町奉行より可被申渡候事、

一、御門番之物頭堅固に被相詰、組之者共行規能様可被申付候事、

- 一、御台所御門之外者何も印羽織着せ可被申候事、
一、侍屋敷火用心之儀別而無油断様兼々頭より組中江も可被申渡候事、
以上

右今度就御能被 仰出候条無違背可被相守候以上、

八月

浦 鞆負 (元襄)

志 隼人 (熙良)

益 玄蕃 (元宣)

毛 伊予 (元潔)

毛 能登 (元美)

毛 筑前 (元統)⁴⁷

この【史料三】からは、御能の見物のために登城する家臣らに対し、「作法」や「行規」の遵守を求めていることが確認できる。先述したように、御能が家臣団全体を対象としたものである以上、家臣の間で家格や席次など些細なことから対立や小競り合いが起きることは十分に想定された。このため、【史料三】の一条目で当役らは「不束成事候とも御祝之事ニ付万端猥無之様可被相嗜候事」とし、御能の執行が「御祝之事」、すなわち慶事であることを明確にした上で、そうした場面における家臣間の小競り合いを控えるように指示しているのである。すなわち、この御能とは一時的な登城が必要となる祝儀の記帳とは異なり、ほぼ二日に亘り家臣団全体を巻き込んだ大規模な祝賀儀礼であったと言える。

(三) 祝賀儀礼に対する家中の反応

このように慶親の少将昇進時に新たに追加された祝賀儀礼に家臣らはどのように反応を示したのだろうか。ここでは、萩毛利家家臣団の内では最上位の一門に次ぐ家格である準一門に属した福原家を事例に見ていく。福原家当主は日常生活や役職上の仕事内容について、「手控」という形で史料を作成していたが、福原親俊（天保四年（一八三三）生く安政五年（一八五八）没）の手控には、慶親の少将昇進時に執行された御能

の見物に参加したという記述がある。以下の【史料四】が該当部分である。

【史料四】

(八月)

廿三日

於御表御舞台御能被仰付候二付、御城へ七ツ半時分出候、当番記録所御手廻頭へ御伺申入、御手廻頭より御能拜見被仰付、猶御吸物・御酒頂戴被仰付候御意御坐候、夫より御広間二之御間△(図2※筆者註ここでは省略する)此所へ上ヲ筆頭ニシテ着坐、出御之上御手廻頭披露ニ而御椽通りへ召出御坐候、順々罷出披露、夫より御椽通り御椽類へ着坐、老中迄出揃扇子ヲ抜御時宜仕、此時江戸当役御取合、夫より若年寄・老中嫡出相済、扇子ヲ納御時宜仕、筆下より順々下り候、夫より二之御間先之所ニ而前後二行ニ而拜見仕候、御能一番・狂言一番相済弁当仕廻仕候、夫より御能一番・狂言一番相済、立御之御目見有之候ニ付御椽通りへ出居候、相済黒書院へ参り候、黒書院ニ而吸物・引盃出、夫より挑子出酒ヲ受候、吸物ヲ給候、夫より小皿肴出、夫より挑子出酒ヲ受候、夫より小皿肴給候、夫より木坪出、夫より挑子出酒ヲ受候、夫より木坪蓋盃膳ニスへ候、夫より下ケ候、通ヒ坊主仕候、夫より黒書院ツトヒ候ニ付記録所へ参り居候、黒書院明黒書院江参り候、夫より御能初り御広間へ出、先之所ニ而拜見仕候、夫より祝言迄相済召出御坐候、御手廻頭披露仕候ニ付、御手廻頭之所ニ而御時宜直様下り候、夫より直様黒書院へ参り候、御礼御手廻頭へ可申入之所、懸り記録所井原孫右衛門取計仕候、御手廻頭より明日も勝手次第拜見被仰付候御意之筈之所、是又孫右衛門有之候様引受呉候様申候⁴⁸、

まず、親俊は当日の経過について詳細な記録を残している一方で、この御能が何を理由として執行されたものかという点については言及していないということが分かる。もっとも、福原家当主の残した手控は、当主ごとに書き方に個人差があり、親俊の場合も比較的簡略な記述が多い。さらに、数え年で一六才という親俊の年齢も関わっている可能性も考えられる。しかし、弘化三年(一八四六)の鞍鐙拝領時に執行された御能については「御拝領物有之候ニ付、於御志御能ニ付御城出候⁴⁹」と記載しており、御能執行の理由について、明確に記述している場面も確かに存在していたのである。つまり、御能の執行の内容については詳細な記述を残しているのに対し、御能と官位昇進の因果関係についてはどの程度理解していたのか、上級家臣である福原親俊の手控からは明確には読み取ることができないのである。これは、前掲の【史料三】

のなかで、大名家側が昇進と御能の関係を明確にしたことと比べると対照的であると言えよう。

しかし、「勝手次第拜見」を許可されたことから、親俊は翌日も御能見物のために登城したことを手控に記述している。こうした点や御能の実態については【史料四】のように図を記した詳細な記述を残していることからしても、興味を引く出来事であったことに間違いはないであろう。

また、この時は嫡子の見物も許可されたことは先述した通りであるが、「慶親公少将御昇進ニ付御能一件」によれば、家臣らからは、通常であれば公的な儀礼への参加が認められていない御目見前の年少の嫡子や、見物の対象とはされていない次三男や当主の弟たちの見物許可を求め、願書が複数提出されていたことが確認できる⁵⁰。また、大名家側もこうした願い出に対しては見物の許可を出しており、可能な限り多くの家臣やその嫡子が御能に参加できるように取り計らっていた。つまり、この御能をめぐることは、嫡子らに参加させたいという当主らの関心の高さと、それを認可する大名家側の思惑を確認することができるのである。

三、慶親の従四位上昇進と相模国警固

(一) 内願の継続と変化

次ぎに見ていくのは安政四年（一八五七）の慶親の従四位上昇進である。しかし、この昇進に関しては、国元における家臣団を対象とした儀礼を見ていく前に、萩毛利家がどのようにしてこの官位昇進を実現したかという点を確認しておく。従四位上へ昇進したのは、実父（系図上は祖父）である一代当主斉元以来のことであった。また、斉元が家督相続一年目、数え年四二才での昇進であったのに対し、慶親は家督相続一七年目、数え年三九才での昇進となっている。

また、慶親以前の当主の官位昇進に際し、田安家や大奥を通じた内願が行なわれていたことは先述の通りであるが、こうした内願活動は慶親治世にも同様に行なわれていたことが確認できる。以下の【表2】は「御内願一事」に収録された慶親治世作成の内願書である。この【表2】からは、安政四年（一八五七）の従四位上昇進、安政六年（一八五九）の中将昇進に際して、萩毛利家が老中や奥右筆らへ内願を行っていたことが確認できる。以下の【史料五】は安政四年（一八五七）に作成された慶親の官位昇進を求める内願書（【表2】の5）の一部である。

【史料五】

私儀過ル天保八年大膳大夫齊広養子ニ罷成、同年家督被 仰付、右為御礼登 城 御目見仕、同年於 營中元服 御諱字并御刀拜領被 仰付、猶從四位下侍從ニ被叙任、其後追々御用相勤候処、弘化三年ニ至り、家督以來国政行届治方宜趣ニ而 御鞍鍙頂戴被 仰付、同四年少将拜任、嘉永六年江戸近海江垂墨利加船渡来之節大森村江急速人数差出候付 御城被召出於御座之間 御目見頂戴物被 仰付、猶家来共迄御褒詞被成下、同冬 思召を以已来如旧格平日鎗三本為持候様被 仰付、右者全此度相模国御備場御委任被 仰付候付而之御事と被 仰聞、同七年兼而備内江為持来候挟箱金紋十二所黄草長油単掛之分も是又如旧格金紋を頭はし為持候様被 仰付、先祖者不及申、私家督以來も前段之通数廉御引立被成下、追々旧格ニ相復候段偏ニ重き 御統柄有之故之御事と重畳冥加至極有難仕合奉存候、然所此餘申上儀者千万恐【張り紙】二者御座候得共何卒相成儀ニ御座候者先祖輝元從三位中納言ニ而前頭之通権現様 台徳院様御兩代無ニ御奉公申上候先蹤ニ随ひ、私儀も從三位中納言ニ叙任被仰付被下候ハ、何も旧格ニ相復し、多年之志願成就ニ立至り候得共、只今左様も難被仰付候ハ、正四位下中將ニ被仰付被下度、只管奉懇願候、此儀強而申出候者奉恐入候得共、兼而御委任被 仰付候相模国御備場詰居之家来中を始国元家来中下々迄節角御預所相領細川越中守儀旧臘有難被 仰付候振合を以当冬者是非私昇進之御沙汰可有之と一統士氣を勵し、謹而警衛仕候所ニ御座候、勿論私儀者微功ニ而越中守江者不立並候得共、家来中ニおいて者先祖千代熊丸事承応二年元服拜任之節細川六丸より筆頭ニ被仰付候以來之趣を以越中守より者不相劣家筋と相考居候付、位階者相整官職者不相整、又官職者相整位階者不相整坏有之候而者前断之通国元者不及申、肝要御備場詰之家来中并諸民ニ至迄一統之氣方ニ相觸、取治方江も差障り孰之道官位一同相調候様御詮議奉願候、前書ニ申上候通前々より私家筋格別ニ御引立被成下候儀者全 御由緒柄之御訊相と一統有難奉感伏居候、偏ニ他家之御仕成ニ泥ミ、彼是と申上候訊者毛頭無御座候得共 御統柄之家々ニよつてハ先規無御座昇進被 仰出候儀も有之、誠に 御繁榮之折柄重畳目出度 御治世と乍恐奉仰候、依之当年内願之通被 仰付被下候ハ、 御統柄之 御威光を以国元者不及申、御預所家来中末々ニ至迄承伝弥一統感伏仕候得者、国政取治第一之儀ニも奉存候、其上私領国之儀者海岸百里餘西北之大洋を引請、兼而御沙汰も有之候通異国船防禦手当之儀ニ付而も諸民ニ至迄自然と氣力相勵弥以堅固ニ相守可申、実ニ国政者御威光ニ有之儀ニ御座候得者何卒前段之訊相篤与被 聞召分 御愛憐を以孰之道正四位下中將懇願之趣宜御沙汰被成下候様重畳奉願候以上、

十一月

御名^五

表2 「御内願一事」収録内願書の内容と提出先

年代	要件	提出先
1 嘉永6年(1853)12月29日	挟箱の金紋を願す事	記載なし
2 安政元年(1854)正月	挟箱の金紋を願す事	記載なし
3 安政元年(1854)2月9日	元徳の初御目見時の侍従着席座と元服時の従四位下侍従拝任	阿部正弘(老中)
		牧野忠精(老中)
		本郷泰固(御側御用取次)
4 安政元年(1854)2月20日	元徳の初御目見時の侍従着席座と元服時の従四位下侍従拝任	阿部正弘(老中)
		牧野忠精(老中)
		本郷泰固(御側御用取次)
5 安政4年(1857)11月	敬親の正四位下中将昇進	11月23日志賀金八郎(奥右筆組頭)
		12月4日堀田正睦(老中)
		12月4日平岡道弘(御側御用取次)
		12月19日松平忠固(老中)
		12月4日久世広周(老中)
6 安政4年(1857)12月	敬親の正四位下中将昇進	12月4日原弥十郎(御内用先)
		12月5日堀田正睦(老中)
		12月5日松平忠固(老中)
		12月5日久世広周(老中)
		12月5日平岡道広(御側御用取次)
7 安政6年(1859)8月	敬親の中将昇進	9月1日加藤惣兵衛(御内用先)
		9月23日井伊直弼(大老)
		9月23日間部詮勝(老中)
		水野忠寛(側用人)
		平岡道弘(御側御用取次)
		9月29日松平乗全(老中)
8 安政6年(1859)11月	敬親の中将昇進	11月15日井伊直弼(大老)
		11月16日間部詮勝(老中)
		11月16日松平乗全(老中)
		11月16日水野忠寛(側用人)
		11月17日平岡道弘(御側御用取次)

※「御内願一事」(43美目71)より筆者作成

この【史料五】のなかでは、斉元・斉広の昇進を「和姫君様御配属被為在候故之事、私家之面目一統難有仕合奉存」や「追々旧格二相復候段偏二重き 御統柄有之故之御事と重畳冥加至極有難仕合奉存候」というように、官位の昇進と「御統柄」の関係性に依拠する主張も見られる一方で、官位昇進を「御備場詰之家来中并諸民二至迄一統之気方」や「異国船防禦手当之儀二付而も諸民二至迄自然と気力相励」に影響するものであるとする主張も見られる。つまり、この願書のなかでは、従来の通りに「御統柄」による官位昇進を求める論理とともに、新たに海防政策を担う家として、家臣や領民らの士気高揚のために、官位の昇進を求めるといふ論理が見られるのである。

さらに【史料五】のなかでは、萩毛利家が内願を行なうに至った背景として、隣接する警衛地を預かる細川家の官位昇進に言及している。萩毛利家にとって、細川斉護の昇進とは、隣接する警衛地を預かる大名家の慶事以上の意味を有していた。【史料五】のなかで萩毛利家側は家格をめぐる熊本細川家との関係性について、承応二年(一六五三)に、萩毛利家二代当主毛利綱広(千代熊)が熊本細川家三代当主細川綱利(六

丸)よりも一日早く任官されたことに言及している。この逸話は、萩毛利家の官位昇進運動のなかで繰り返し言及されたものであり⁸²⁾、毛利家の資格が他の大名家に優越する根拠になるとともに、他大名家の昇進時には同程度の昇進を求める根拠として利用されてきた。

このように、幕府による海防政策と官位昇進の関係について、例えば、盛岡南部家は寛政四年(一七九二)のラクスマン来航に伴う松前出兵、プロートンの蝦夷地渡来、幕府の東蝦夷地上知による蝦夷地出兵に参加したことと言及し、四位昇進、侍従昇進を果たしている。この点について、岸本覚氏はペリー来航以前の海岸警備をめぐることは、官位昇進・参勤交代緩和・領地替といった形で大名の家格との間で微妙な調整が行なわれていたとしている⁸³⁾。特に同氏は井伊家を事例として、江戸湾警備を家格違いとする否定的な見解が見られたことを明らかにした上で、海防政策に伴う警備への参加が大名家の由緒や家格を含んだ全大名のバランスのなかで位置づけられるべき課題であると理解されていたことを指摘した⁸⁴⁾。こうした指摘は、本稿の分析対象である萩毛利家の場合にも当てはまるであろう。

しかし、ここで整理しておきたいのは、萩毛利家側が希望する具体的な内容である。ここでは慶親の求める官位について、本来であれば先祖輝元と同じ従三位中納言を希望するところ、それが困難であるのならば、せめて正四位上中將への昇進は実現したいとしているのである。毛利輝元が従三位上中納言となったのは文禄四年(一五九五)のことである⁸⁵⁾。つまり、こうした従三位上中納言と萩毛利家の関係性は徳川家との主従関係以前の話なのである。こうした視点から【史料五】の内願書を見ると、近世以来の他大名家との関係性や徳川家との縁戚関係に言及する一方で、近世以前の毛利家の歴史にも言及し、それを根拠に官位昇進の実現を求める内容であると言える。

実際、従三位中納言どころか、正四位下中將への昇進でさえ、かなり困難なものであったということが、次ぎにあげる【史料六】(表2)の6)からも読み取ることが出来る。

【史料六】

私懇願之趣ニ付而者旧臘細川越中守儀難有被 仰付候振合も有之事ニ付、孰之道当冬者御詮議可被仰付事と国元家老共を始其外家来中者勿論別而相模国御備場詰之面々并未々ニ至迄一統首を傾け御沙汰筋相待居候処、万一内願筋不相整時者最前も申上置候通先祖千代熊丸事細川木丸一上杉喜平次より上座ニ被仰付候所詮も無御座、越中守より者家筋相劣候様罷成、甚以氣毒至極奉存候、就而者定而 公辺向之御都合不可然故、内願筋も不相調と家来中者勿論未々迄一統申触し候而者国元者不及申、肝要御備場ニおいても彼是場広之海岸向防禦方且平常国政取治方江も差障り進退必至相迫り、実二国政者 御威光ニ有之儀候処、無左時者一步も運方不相成、此段厚御汲取被成下、(朱書) 万民之□□ニも相拘り

候間」格別之 御愛憐以「朱書」孰之通御内願通相調候様」正四位下中將之処者不虧不漏満足土相整候様是非々々奉願候、尤正四位下計相整中將者不相整と申候而者前條之通越中守家より相劣候様罷成候土付孰之道官位十同昇進被仰付度、左候ハ、前々年 御統柄之御威光相輝国政取治方も宜、私家之面目無此上冥加至極難有仕合奉存候間、何分宜御評議被成下候様重豊奉嘆願候以上、

十二月

御名⁵⁶

この【史料六】は安政四年（一八五七）一二月に萩毛利家が作成した内願書であるが、このなかで傍線で削除されている部分は、萩毛利家が添削を依頼した奥祐筆組頭の前弥十郎の指摘によって削除した部分である。削除箇所を確認すると、前半で細川家と毛利家の家格をめぐる歴史的な展開について言及した部分が削除されている一方、後半でも萩毛利家側の要求の具体的な部分、すなわち正四下中將という目標とする官位を明確にした部分が削除されているのである。この結果、【史料六】のなかでは萩毛利家側が官位昇進を求むる理由は国元や相模国警固に当たる家臣らの士気向上、また和姫との婚姻によって確立した「御統柄之御威光」の維持という点に絞られることになる。こうした点を鑑みても、近世以前の歴史に遡及した萩毛利家の主張が幕府側にとって受け入れられるものではなかったと言えよう。

原弥十郎の添削を受けた内願書は一二月五日に老中らへ提出された。そして、同月一六日に江戸城内で慶親に対して従四位上への昇進が申し渡された。現段階では、この内願と昇進の決定について、どちらが先に決まったのか、すなわち内願を行なったことよって昇進が決定したのか、または内願を行なう以前から昇進が決定していたのかという点は明らかにできない。しかし、「御内願一事」によれば、萩毛利家は安政四年（一八五七）一二月一三日、一四日にかけて奥祐筆組頭や御側御用取次から昇進実現の知らせを内々で受け取っている。但し、このなかでは前掲の【史料五】【史料六】で示した正四位下中將への昇進は叶わず、ひとまずは従四位上への昇進が認められるに留まることが知らされた。

（二）「御意」の申し渡し追加

このように、希望よりも低い位階への昇進となった安政四年（一八五七）の昇進では、どういった儀礼が追加されたのか。先述のように少將昇進時には御能という儀礼を追加することによって、国元の家臣全体が大名の官位昇進を意識しうる場面が追加されたが、安政四年（一八五七）の従四位上への昇進時に追加されたのは、江戸方が作成した覚を基にした国元の家臣らへの演説である。

大名の官位昇進時における教諭的な触れや覚と家臣団統制の関連については、筆者以外にも堀新氏が言及している⁵⁷⁾。同氏は、官位昇進が家臣団統制と関連を持つのであれば、官位昇進時に大名側から家臣に対し、教諭的な触れなど具体的な形を伴って利用がなされるのではないかと仮定した上で、岡山池田家の場合にはこうした教諭的な触れが官位昇進時には確認できないという点を明らかにした⁵⁸⁾。

また、同氏は、大名の家督相続に比すれば稀ではあるとしながらも、大名の官位昇進に際し、教諭的な触れが出された例についても言及しているが、その事例の内の一つが安政四年（一八五七）の毛利慶親の従四位上昇進である。つまり、この時の追加儀礼は武家社会全体という同時代的視点で見ても例外であるが、萩毛利家の歴史という通時的な視点で見ても例外なのである。だからこそ、なぜこうした教諭的な覚が発布されたのか、作成者はこの覚にどのような機能を期待したのかという点が問題となる。そこで、まずは昇進に関する一連の情報がどのように国元に伝達されたのか、順を追って見ていく。

安政四年（一八五七）一月一六日、毛利慶親は「国政向格別入精」及び嘉永六年（一八五三）以来の相模国御備場を引き受けた功により、従四位上に昇進することが申し渡された⁵⁹⁾。しかし、その上で問題となるのは、こうした背景によって実現した昇進は同時代にはどのように伝達され、意識づけられていったのかという点である。

まず、慶親の昇進は即座に江戸から国元へ向けて伝えられ、国元の家臣らの登城・列座の上、代読により披露された。以下の【史料七】は安政四年二月晦日に出された慶親の従四位上昇進時の覚である。

【史料七】

過ル十六日 殿様・毛利讃岐守様御同道被成御登 城処、於御白書院御老中御列座之上、出格之 思召を以従四位上被仰付之旨上意之趣久世大和守様被仰渡難有 思召御首尾能恐悦之御事⁶⁰⁾

この【史料七】から分かるように、この段階で作成された覚自体は極めて簡略な内容であり、あくまでも官位昇進という事実を国元に伝達するものであった。また、この時点においては慶親の昇進が国政と相模国警固に対する褒賞であることは覚のなかに含まれておらず、あくまでも「出格之思召」による昇進であることが示されるのみである。しかし、同じように従四位上へ昇進した斉元の場合も、同様に簡略な内容に留まっていることが確認できる⁶¹⁾。つまり、官位昇進に関する最低限の事実のみを伝達するという文体は慶親以前から大きな変化は確認できないと言える。

しかし、安政四年（一八五七）に慶親が従四位上に昇進した際には、昇進直後に行われる通常の覚の申し渡しを行なった後、改めて別の覚の申し渡しを行ったという点が最大の特徴である。では、二度目の覚はどういった意図で作成されたのか。この点について、江戸方から国元への書状では以下の【史料八】の通り説明されている。

【史料八】

一筆致啓達候、旧臘 殿様御位階被遊 御昇進候付而ハ委曲其節得御意、 御書付写をも別書を以申進御承知之通御座候、然処是迄

御昇進ニ付而格別ニ 御書付を以御沙汰有之候儀御例も無之事候処、 御家督已来御国政被入御精、且御備場御委任ニ付而之儀候、然者後

来之御国政肝要之御事、在役之面々ハ不能申、御家来中心得方も可有之との御事ニ而別紙之旨此度被仰出候間、御書付今十五日於会之間諸支配持之面々江誂知被仰付候、依之御書付一通此度市川千吉江持下り被仰付候付、於其元も前々之趣を以諸支配持之面々ニ可被仰聞候、恐惶謹言、

（安政五年） 二月十五日

浦 鞆負（元襄）

尚々本文之趣相模国御備場江ハ自爰元致其沙汰候間、左様可被成御承知候以上、

毛 筑前様（元統）

毛 能登様（元美）

毛 伊勢様（親彦）

毛 隠岐様（熙頼）

益 彈正様（親施）

根 主馬様（熙行）

益 伊豆様（元固）^②

【史料八】は安政五年（一八五八）に当役浦元襄から国元の加判役・当職らへ向けて出された書状である。ここでは今回の昇進に際し「格別ニ御書付」を出すことが検討されている。そして、こうした提案をした理由として、浦は傍線部で示したように今回の昇進が「御家督已来御国政被入御精、且御備場御委任ニ付而之儀候」であることに言及している。

先述したように、官位昇進時の国元に対す従来の覚は極めて簡略な内容であり、昇進の事実を報告するという以上の機能を有していない。そのため、従来の官位昇進とは異なる新たな儀礼を追加することが必要となった。その手段として採用されたのが、改めて覚の申し渡しを行なうことが検討されたと考えられる。

(三) 追加された演説の内容

安政五年（一八五八）三月一日、萩城内において江戸から届いた「覚」を地方祐筆の周布政之助が代読した。この時は一門・老中・若年寄・御手廻頭・御城代・八組頭・御舟手頭（当日は欠席）・寄組・御徒士頭・遠近方・御蔵元両人役・御膳夫・三田尻頭人・目付らに登城が命じられており、上級家臣である寄組だけではなく、各組の代表者が対象となっていたことが分かる。前掲の【史料八】のなかで、浦は今回の官位昇進の意義について、「在役之面々ハ不能申、御家来中心得方も可有之との御事」としており、申し渡しの対象者が拡大したのも、こうした方針が影響したものと考えられる。

では、新たに追加された演説はどういった内容だったのか。以下の【史料九】から見ていく。

【史料九】

旧臘 殿様御位階被遊 御昇進候処 御書付を以格別厚き御沙汰有之、当時於御諸家様御政治向海防等之儀無疎段相聞候処、格別之御沙汰無之、 殿様御壮年之御事ニハ候得共、御家督御より御国政向被入御精被遊御苦勞候段、 公辺御聞入有之、且御備場御委任等ニ而出格之御詮議を以 御昇進之御沙汰有之、先年も御鞍鐙被遊御拝領、猶又此度御沙汰之趣ニ付而ハ 御当家御美目之次第 御先祖様方江被為対益々御孝儀相立、 御家不朽之御龜鑑無此上、就而者後來之御政事弥御大事之儀公辺江被聞へ旁肝要之御時節ニ付、御國中隅々ニ至迄 御趣意不行届而者不相濟儀、殊更御政事にあつかり候面々者不顧前後廉直正路之筋にかなひ仁政行届候様遂心遣、且又御備場御委任ニ付而ハ是迄迎も無疎事ニ候へ共、弥御家来中文武出精兼々質素節儉を宗として事有時之御用ニ可相立心掛肝要之事情、此段厚く相心得候様被 出候間、存其旨在役之面々且御家来中日夜心を尽くし、御奉公之覚悟あるへし、此段重畳申聞置候様ニとの御事、 右之通被 仰出候条、組支配中江も可被申聞候以上、

二月

浦 鞞負（元襄）

益 伊豆(元固)
根 主馬(熙行)
益 彈正(親施)
毛 隱岐(熙頼)
毛 伊勢(親彦)
毛 能登(元美)
毛 筑前(元統)⁽⁶⁾

内容について見ていくと、前掲の【史料八】で浦が言及したように、この昇進を慶親の「御国政向被入御精被遊御苦勞候」と「御備場御委任」に起因するものとして位置づけていることが分かる。その上で、「御当家御美目之次第 御先祖様方江被為対益々御孝儀相立、御家不朽之御龜鑑無此上」として、今回の進が萩毛利家の歴史のなかでも特筆すべき「美目」であることを強調しているのである。

その上で、浦たちが家臣団に求めたのは「御備場」、すなわち相模国警固について、「在役之面々且御家来中日夜心遣を尽くし、御奉公之覚悟あるへし」という点であった。つまり、この昇進が慶親の「御国政」や相模国警固に対する褒賞である以上、「後来之御政事弥御大事之儀公辺江被聞へ旁肝要之御時節」であることを意識して、より一層奉公に励むことを求めたのである。

しかし、この演説書も客観的な事実のみを伝達しているわけではない。例えば、【史料九】の内で、当役らは「当時於御諸家様御政治向海防等之儀無疎段相聞候処、格別之御沙汰無之、殿様御壮年之御事ニハ候得共、御家督御より御国政向被入御精被遊御苦勞候段、公辺御聞入有之、且御備場御委任等ニ而出格之御詮議を以 御昇進之御沙汰有之」と述べ、萩毛利家に対する幕府の評価が他家と比較して抜きん出ていることを強調している。しかし、前掲の【史料五】のなかでは、御備場においては、萩毛利家の家臣らが隣接する場所を警固する細川家の昇進を意識し、それを海防への意欲と関連づけて説明していた。

さらには、前掲の内願書で、先祖である毛利輝元が従三位中納言であったことに言及し、この官位への昇進を「何も旧格ニ相復し、多年之志願成就ニ立至り候」としていたのに対し、ここでは慶親が従四位上へ昇進したことを「御家不朽之御龜鑑無此上」としている。歴代当主のなか

でも慶親の実父である先々代の当主であった斉元が天保六年（一八三五）に従四位上へ昇進していることを鑑みても、この表現は意識的に誇張したものであると言えよう。

これらの二つの見解の内、どちらか一方が事実で、どちらか一方が創作であるということをも問うことは本論の範囲ではない。むしろ、より重要な点は、萩毛利家側が幕府に対する論理と国元の家臣に対する論理を平行して作り上げ、それを使い分けることで、官位の昇進という出来事の有する印象を操作していたということである。

幕府の海防政策への動員については、「將軍から命じられた武家の名譽だと認識されるならば問題はないが、そうでないと意識された場合のさまざまな負担は想像以上に重いものであった⁶⁴」という岸本覚氏の指摘が適切に示しているように、大名家の歴史性と結びつき、役を负担する正当性が確保できない場合、「御家」とってはただの負担ともなり得た。この点から考えて、この時の覚の演説とは、大名の昇進という出来事を契機として大名家に課される負担を大名家の名譽として再構成し、それを家臣団全体で共有していくための回路、すなわち負担を名譽へと変換していくための仕組みとして位置づけることができるであろう。

四、考察

最後に、本稿で分析してきた慶親治世の官位昇進に関わる祝賀儀礼の変遷の意義を、当該期の萩毛利家を取り巻く状況のなかで考察していく。まず、慶親の官位昇進に関する祝賀儀礼の特徴として特筆すべきは、国元を対象にした儀礼の追加が見られるという点である。弘化四年（二八四七）の少将昇進時には、萩城下に居住する家臣団全体を巻き込んだ儀礼として御能が執行された。そして、安政四年（一八五七）の従四位上昇進の際には、家臣団に対し、官位昇進の意義を説明する覚の申し渡しが行われた。すなわち、慶親治世に追加された儀礼とは、それ以前の大名の治世のなかで希薄化していた「慶事」としての性格をより強調し、家臣団と共有していくものであったと言える。

慶親治世における種々の変化が萩毛利家という「御家」内部においてどういった意味を持つのかという点について、筆者は「御家」という枠組みに対する理解の変化が生じていた可能性を考えている。筆者は別稿で、本来は家臣団全体で「慶事」として理解されるはずの斉元の婚姻時、斉熙側に家臣を排除する姿勢が見られたことを指摘した⁶⁵。このように「御家」に対する大名―家臣間での理解の齟齬は、同時代に発生した他

の対立の場でも表面化している⁶⁶。

さらに、当該期における対立の主体として江戸方と国元（萩）の存在が指摘されている⁶⁷。当該期には、江戸方・国元が財政の主導権をめぐって対立を深めており、特に斉熙治世には、大名を中心とした江戸方の力が強まり、出費が増加していた⁶⁸。後の天保改革で江戸・国元の一斉体制が標榜される背景には、こうしたそれ以前からの事情が影響していた。慶親の治世の一連の官位昇進に対する国元重視の姿勢も、それ以前の課題を克服しようという姿勢の一環として位置づけることができる。

しかし、官位昇進に関する儀礼については、国元重視のみでは説明できない部分も残されている。本稿では十分に分析ができなかったが、慶親は弘化四年（一八四七）の少将昇進時に、江戸における和姫の墓所である上野円珠院への参詣と香奠奉納を行なっている⁶⁹。これはその前年の鞍鐙拝領の際に行なわれたものを先例としている。この鞍鐙拝領時の和姫墓所への参拝について岸本覚氏は「あきらかに今回の「鞍鐙」拝領が将軍家と大名家との結びつきを象徴している⁷⁰」ものであると評価している。

しかし、その一方で萩毛利家は鞍鐙の拝領という慶事が、和姫との婚姻によってもたらされたという印象を強化するような因子、具体的に言えば慶親と和姫との関係強化については、国元への聞こえを理由に拒否している⁷¹。つまり、この点において、当該期の萩毛利家の動向とは、将軍家との関係性を強化していくというだけではなく、自らの想定する「御家」の自己意識に即した文脈のなかに、将軍家との関係性を位置づけようとしていくものであったと言えるのではないだろうか。今後は、萩毛利家が可視化しようとした「御家」像が現実の社会変容のなかでどのように変遷していくのか、「御家」の動向と関連づけながら明らかにしていくことが課題である。

註

(1) 来見田博基「武家官位にみる本・支藩関係―長門長府藩の位階昇進運動を素材として―」（『日本歴史』六七一号 二〇〇四年） 鶴田啓「近

世大名の官位叙任過程―対馬藩主宗義倫、義誠の事例を中心に―」（『日本歴史』五七七号 一九九六年） 橋本政宣編『近世武家官位の研究』

（統群書類従完成会 一九九九年） 水林彪「武家官位制―幕藩制確立期の武家官位制の構造分析―」（『講座前近代の天皇第三卷 天皇と

社会諸集団』青木書店 一九九三年）

- (2) 荒木裕行『近世中後期の藩と幕府』（東京大学出版会 二〇一七年） 佐藤宏之『近世大名の権力編成と家意識』（吉川弘文館 二〇一〇年）
畑尚子『徳川政権下の大奥と奥女中』（岩波書店 二〇〇九年） 同『島津家の内願と大奥―「風のあるへ」翻刻―』（同成社 二〇一八年）
- (3) 前掲鶴田氏（1）
- (4) 藤田覚『近世政治史と天皇』（吉川弘文館 一九九九年） 二八五頁
- (5) 前掲藤田氏（4） 二八六頁
- (6) 堀新「近世武家官位試論」（『歴史学研究』七〇三 一九九七年） 同「大名の官位と『家政』『国政]―武家官位の在地効果説をめぐって―」（岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院 二〇〇〇年）
- (7) 前掲堀氏（6） 二〇〇〇年
- (8) 田中彰『幕末の藩政改革』（塙書房 一九六五年） 三宅紹宣「藩政改革の光と影をめぐって」（青木美智男・保坂智編『争点日本の歴史』五 近世編 新人物往来社 一九九一年）
- (9) 伊藤昭弘「藩財政再考―藩財政・領外銀主・地域経済」（清文堂出版 二〇一四年） 三一〇頁
- (10) 「就御内問御答之覚」（『山口県史 史料編 近世三』 二〇〇一年）
- (11) 田中誠二「萩藩財政史の研究」（塙書房 二〇一三年）
- (12) 慶親については、家督相続前は「教明」、家督相続後は「慶親」、元治元年（一八六四）の官位・偏諱剥奪後は「敬親」と称した。このため、本稿では分析対象とする弘化・安政期に用いた名である「慶親」で統一する。
- (13) 小川国治「転換期長州藩の研究」（思文閣出版 一九九六年） 同『毛利重就』（吉川弘文館 二〇〇三年）
- (14) 拙稿「萩藩主毛利重就の「御家」認識」（『日本歴史』八三七号 二〇一八年）
- (15) 「御国政御再興記 第二」（『毛利十一代史』第八冊 マツノ書店 一九八八年） 二二三頁
- (16) 「官位之留」国立公文書館 内閣文庫（二二〇―〇〇五六）
- (17) 「若殿様侍従御昇進記録」（43美目45） 山口県文書館所蔵毛利家文庫 ※以下、特に断りのない限り、原史料は同館の所蔵である。
- (18) 「御内願一事」（43美目71）

- (20) 前掲堀氏 (6) 一九九七年
- (21) 藤田覚「近代の胎動」(藤田覚編『日本の時代史一七 近代の胎動』吉川弘文館 二〇〇三年)
- (22) 「御内願一事」(43美目71)
- (23) 前掲堀氏 (6)
- (24) (25) 前掲堀氏 (6) 一九九七年 九六頁
- (26) 「重就公少将御昇進記録」(43美目44) 「若殿様侍従御昇進記録」(43美目45) 「斉熙公少将御昇進記録」(43美目47) 「斉元公侍従御昇進記録」(43美目49) 「斉元公侍従御昇進記録」(43美目50) 「斉元公少将御昇進記録」(43美目51) 「斉元公御位階御昇進」(43美目52) 「斉元公齐広公(慶親公) 御任官一事」(43美目53)
- (27) 「斉元公齐広公(慶親公) 御任官一事」(43美目53)
- (28) 「就御内問御答之覚」(『山口県史 史料編 近世三』二〇〇一年)
- (29) 『毛利十一代史』第一〇冊(マツノ書店 一九八八年) 四九四～四九六頁
- (30) 浅井良亮「幕末武家官位試論―武家官位叙任をめぐる政治力学」(『鷹陵史学』三六号 二〇一〇年)
- (31) 同右 一六二頁
- (32) 「斉元公少将御昇進記録」(43美目51)
- (33) 「斉元公齐広公(慶親公) 御任官一事」(43美目53)
- (34) 「斉熙公少将御昇進記録」(43美目47)
- (35) 「斉元公少将御昇進記録」(43美目51)
- (36) 『毛利十一代史』第一〇冊(マツノ書店 一九八八年) 四九三頁
- (37) (42) 「斉熙公少将御昇進記録」(43美目47)
- (43) (47) 「慶親公少将御昇進二付御能一件」(4忠正公47)
- (48) 「福原親俊手控」5 (『福原家文書』別巻 一九九八年) 三九四頁

- (49) 「福原親俊手控」3 (同右) 三六三頁
- (50) 「慶親公少将御昇進ニ付御能一件」(4忠正公47)
- (51) (52) 「御内願一事」(43美目71)
- (53) (54) 岸本覚「彦根藩と相州警衛」(佐々木克編『彦根城博物館叢書 一 幕末維新の彦根藩』彦根市教育委員会 二〇〇一年) 同「安政・文久期の政治改革と諸藩」(明治維新史学会編『講座明治維新 第二卷幕末政治と社会変動』有志舎 二〇一一年)
- (55) 時山弥八編『稿本もりのしげり』(東京大学出版会 一九八一年) 初版は一九一六年
- (56) 「御内願一事」(43美目71)
- (57) (58) 前掲堀氏(6) 二〇〇〇年
- (59) 末松謙澄『修訂防長回天史』二(東京國文社 一九二二年) 一九五頁
- (60) (63) 「齊元公齊広公(慶親公)御任官一事」(43美目53)
- (64) 前掲岸本(54) 二〇一一年 八八頁
- (65) 拙稿「近世大名家における「慶事」の共有と「御家」―萩藩十一代藩主齊元を事例に―」(『歴史人類』四七号 二〇一九年)
- (66) 石川敦彦「毛利大藏失脚事件について」(『山口県地方史研究』一〇四号 二〇一〇年)
- (67) 家近良樹「長州藩の天保期の改革について」(『経済史研究』七号 二〇〇三年) 前掲田中氏(11)
- (68) 前掲田中氏(11)
- (69) 岸本覚「萩藩における歴代徳川將軍祭祀」(『季刊日本思想史』七八号 二〇一一年)
- (70) 同右 二五頁
- (71) 「殿様工和姫君様御養願之儀桂林院殿氣付有之御断之事」(3公統271)

本稿で引用した史料の閲覧に際して、山口県文書館の皆さまにご高配を賜ったことに謝意を示したい。

なお、本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業(課題番号一八日〇五六一五、一九K二〇八二二)の助成を受けた成果の一部である。